

## ドイツ・ワイマール体制前期の通商政策

今久保幸生（京都大学）

1918～1925年のワイマール体制前期の通商政策が敗戦後のドイツ経済の世界経済への再編入にどのように関わったかという問題を、空間史的側面に注目しつつ検討した。その際、当時の世界経済の構造変化を「リスト問題」のこの時期の現れと見て、リスト問題をめぐる政策展開としても捉えようと試みた。

報告では、第一に、主としてベルサイユ条約に基づく領土割譲やルール占領等によって生じた、関税規制の及ばぬ「西部の穴Loch im Westen」の発生の負の影響（膨大な奢侈品を含む「望ましからぬ」品目の輸入、輸出における生活必需品の流出等「ドイツ経済の売り尽くし」と「為替ダンピング」、これによる貿易収支赤字幅の拡大）に対して、ベルサイユ条約が許容したドイツの輸出入統制がどのようにこの影響を抑えるべく、「西部の穴」そのものを塞いで、戦後のヨーロッパ経済への、ひいては世界経済への復帰の足場固めを行おうとしたかを、同時代の輸出入統制政策担当者の報告等を手がかりに検討した。

具体的には、「西部の穴」発生の3つの段階、すなわち、①1918末のラインラント占領後の1919年春から同年10月にかけての当地輸出入規制の無機能化、②連合側からの賠償支払い要求へのドイツ側の拒否を契機とする、1921年4月から10月にかけてのライン関税国境の設定と、「ラインラント委員会」によるその後の時期にも及ぶ貿易統制、③1923年1月のルール占領を契機とする、1923年11月～1924年10月の関税境界の形成、のそれぞれについて、これらの展開に対する、被占領地へのドイツ貿易統制の拡大等の動きを輸入統制、輸出統制、外貨統制の諸局面について検討し、最終的にはこの問題が、1923年の Rentenmark の導入やそれに続く Reichsmark の創出によりインフレ収束・マルク安定化、財政・経済情勢の安定化を基礎にして漸次解決をみ、それとともに戦後貿易統制措置が解除されてゆく過程を跡づけた。

第二に、同じくベルサイユ条約による関税自主権剥奪等の制約の下で、当時のワイマール政府がその通商条約政策によって各国とどのような関係を取り結ぼうとし、それによって全体として戦間期におけるどのような経済運営の方向を目指そうとしたかを、さしあたりフランスとポーランドとの通商関係・通商交渉の事例によって検討した。両国を事例としたのは、フランスについては、ドイツの近隣国境問題への対応においてみならず、中長期の国際分業への再編入において、とくに、大陸ヨーロッパの（また中東欧での）対外経済関係再編成の主導権をめぐる独仏間対抗関係が重要であったことに着目したためである。また、ポーランドに関しては、ドイツとポーランドの通商関係が農工国際分業の解体過程にあり同時に国際分業構造で競合しつつあったこと、同国がドイツの中東欧諸国地域との通商関係拡大の可能性と問題点・困難性を示す重要な相手国でもあったこと、に着目したためであり、また、ドイツのポーランドとの通商関係・通商交渉のあり方が、以上の双方の意味で「リ

スト問題」の当時の中東欧におけるひとつの表れと見なせるとの認識による。

まず、フランスとの関係については、ベルサイユ条約によるエルザス・ロートリンゲンのフランスへの割譲、ザール地域のフランス関税領域への編入は、ドイツにとって石炭・鉄鉱石基盤剥奪とそれに伴う炭鉄の分業関係再編を余儀なくされる過程である一方、フランスにとっても重荷となる問題を提起し、これが一方ではドイツ重工業主導の国際カルテル（国際粗鋼共同体）に収斂したこと、フランスの、ドイツの「中欧指向」の阻止）のための対独通商包囲網は、ドイツの対抗的な通商条約締結の努力と、1925年初頭の関税自主権回復の見通しの中で、両国の歩み寄りの動きをもたらし、ともかくも前期には実現しなかったものの、中期の1927年8月における独仏通商条約の締結を見たこと、を簡単に跡づけた。

またポーランドについては、主に、1922年1月の自由都市ダンツィヒのポーランド関税領域への併合、1922年7月のオーバーシュレージェンのポーランド編入を前提とする、両国の通商関係・交渉を跡づけた。すなわち、ベルサイユ条約に代わる1922年のジュネーブ協定第228条によるドイツ・ポーランド新協定発効により、ドイツは1925年6月まですべてのオーバーシュレージェンの鉱物資源の無関税輸入と、15年間にわたるオーバーシュレージェンのポーランド部分との無関税加工貿易とを許容することになったが、ドイツはこの譲許の見返りに、オーバーシュレージェンの鉱物資源輸入への割当協定適用（シュレージェン、ザクセン石炭業やライン・ウェストファーレン石炭シンジケート等の利害擁護のための、ポーランド石炭による国内市場席卷阻止が目的）を要求し、これがドイツ・ポーランド関税戦争の契機となったこと、ポーランドの対独豚肉割当輸出等農産物輸出受け入れ要求が、東エルベ農業利害の反発を招き、これも関税戦争を激化させたこと、1925年に開始した関税戦争は、ワイマル期には決着せず1934年まで継続したこと、である。以上の背因としては、当時すでに生じていた石炭過剰問題を前提として、ポーランド側が、一方で、貿易収支赤字解消のための原料・食料輸出関心とともに工業化関心をも強め、かつドイツ経済への過度の依存を脱するべく、ベルサイユ条約等の戦後の枠組みを最大限に動員しようとしたこと、ドイツ側は、国内石炭需要を確保しようとするドイツ石炭業のポーランドからの石炭無関税輸入への抵抗が激しく、また農業利害の抵抗が強まり、通商条約での妥協点を見いだしがたかったこと、貿易赤字拡大を抑制するマクロ的要請があったこと、などが指摘されうる。

小括においては、全体的な動向についての仮説的な見通しを述べた。すなわち、ドイツの通商政策の基本指向は、工業力・付加価値の高度化の実現によって（産業合理化運動はその手段の側面を持っていたとの仮説も提示した）、戦前期以上に高度な農工国際分業を構築することにあつた点、ただし、通商条約を軸とした通商政策によっては農業問題の解決には至らなかったこと、その解決には、結果論的ではあるが、一方における、1972年のロメ協定、2000年のコトヌ協定のような、農工国際分業の通商政策的制度化の枠組みとともに、とくに1957年のローマ条約における共通農業政策のような、非通商政策的な国際的協力の枠組みの登場を待つほかなかったが、そうした国際的協調の動きは両大戦間期には見られなかったこと。

なお、通商関係・通商条約政策では、準備の都合で2つの事例のみの報告にとどまったが、「リスト問題」の視点からの課題の追究のためには、オーストリア、ハンガリーをはじめとする中東欧・南東欧諸国や北欧、南欧、英国、ソヴェト、アメリカ大陸諸国、アジア諸国等との通商交渉の事例研究をさらに進める必要があると認識している。